

預金通帳等の写しに関する注意点

- 必ず、記帳をしてください。
- 預金通帳は、その人の名義のもの全てを提出してください。提出しなかった場合、不正とみなし、ペナルティが発生します。
- 定期預金も審査の対象となります。
- 窓口で申請する場合、預金通帳等は、原本をお持ちいただいても構いません（市で写しを取ります。）。なお、預金通帳の写しを提出する際は、表紙をめくったページ（銀行名・支店名・口座番号が分かるところ）と、最新の残高が分かるページをコピーしてください。
- 預金通帳等に該当するものは、下記をご確認ください。

※ 預貯金等に含まれるもの

預貯金等に含まれるもの （資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
信託投資	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告